

障害者福祉課
区役所改革担当

特定非営利活動法人みなと障がい者福祉事業団の外郭団体の指定解除について

特定非営利活動法人みなと障がい者福祉事業団(以下「事業団」といいます。)への区職員の派遣が令和5年度で終了することに伴い、事業団の外郭団体の指定を解除します。

1 事業団への区職員派遣の終了

事業団については、設立当初の平成10年度から区職員を派遣し、一時的に職員派遣をしていない時期もありましたが、平成27年度以降、事業不振により経営が悪化した事業団の経営の安定化及び事業運営の見直しを図るため、令和元年度から区職員2人を再度派遣してきました。

事業団の財務状況の改善や職員体制の強化などがなされ、直近3年連続で黒字化した状況を踏まえ、今後も適切な運営が見込まれることから、当初の予定どおり令和5年度末(令和6年3月31日)で区の職員派遣を終了します。

2 事業団の外郭団体の指定解除

港区外郭団体指導監督要綱では、外郭団体を「港区が基本財産の25%以上を出えんしている団体又は継続的な財政支援若しくは人的支援を行っている団体で区長が指定するもの」と定めています。

区は事業団に対し、区職員派遣及び人件費補助を行ってきたことから「継続的な財政支援若しくは人的支援を行っている団体」に該当し、外郭団体に指定していました。

令和5年度末で区からの職員派遣及び人件費の補助が終了し、本要件に該当しなくなることから、令和5年度末(令和6年3月31日)をもって事業団に対する外郭団体の指定を解除します。

3 今後の対応

事業団は、区職員派遣終了後を見据え後進の確保及び育成に努めており、また、安定した質の高い事業運営を展開するため、税理士や社会保険労務士など外部人材を活用し、財務事務などの専門性の向上を図ります。

外郭団体の指定解除後は、障害者福祉課において事業団と定例会議を行い、中期経営計画の進捗状況や財務状況を情報共有するなど、引き続き、事業団の運営状況を把握していきます。